

「民間共同住宅の私設メーター等設置基準」等の指導について

(制定 昭和 61 年 11 月 14 日部長決)
(最近改正 令和 7 年 2 月 27 日)

大阪市水道事業給水条例施行規程第 33 条に定める共同住宅における計量の円滑化を図るために、「民間共同住宅の私設メーター等設置基準」及び「公営中高層住宅等における私設メータ等の設置並びに維持管理要綱」を制定したのでこの主旨の徹底を図るため、次のとおり指導する。

1 事前協議時

大規模建築物の建築計画の事前協議、都市計画法第 32 条に基づく開発許可に関する協議、並びに共同住宅の給水装置工事等の設計相談時において、「民間共同住宅の私設メーター等設置基準」及び「公営中高層住宅等における私設メータ等の設置並びに維持管理要綱」等に基づいて指導すること。

2 給水装置工事申込時

給水装置工事申込時において、提出された受水槽又は直結給水用増圧装置以下、あるいは本市メーター以下の図面により指導すること。

3 給水装置工事のしゅん工届時

給水装置工事のしゅん工届受理時において、所有者（申込者）より提出された書類の内容確認を行うこと。

4 事務処理方法については、別に定める。

附則

この改正規定は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 7 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。